

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件(第1事件)、令和●●年(〇〇)第●●号 更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求事件(第2事件)
国側当事者・国(船橋税務署長事務承継者大淀税務署長ほか)
令和4年3月25日却下・確定

判 決

原告 甲
同訴訟代理人弁護士 平川 雄士
被告 国
同代表者法務大臣 古川 禎久
第1事件処分行政庁 船橋税務署長事務承継者大淀税務署長
澤井 勝美
第2事件処分行政庁 大淀税務署長
澤井 勝美
被告指定代理人 別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件

- (1) 船橋税務署長が平成29年8月8日付けで原告に対してした原告の平成25年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額1104万6236円及び納付すべき税額727万8100円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分のうち過少申告加算税の額6000円を超える部分を取り消す。
- (2) 船橋税務署長が平成29年8月8日付けで原告に対してした原告の平成26年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち総所得金額26万3000円及び納付すべき税額0円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- (3) 船橋税務署長が平成29年8月8日付けで原告に対してした原告の平成27年分の所得税及び復興特別所得税の決定処分のうち総所得金額40万9568円及び納付すべき税額14000円を超える部分並びに無申告加算税賦課決定処分を取り消す。

2 第2事件

- (1) 大淀税務署長が令和元年8月5日付けで原告に対してした原告の平成28年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- (2) 大淀税務署長が令和元年8月5日付けで原告に対してした原告の平成29年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(3) 大淀税務署長が令和元年11月28日付けで原告に対してした原告の平成30年分の所得税及び復興特別所得税の更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

第2 当裁判所の判断

1 第1事件は、日本に恒久的施設を有しない非居住者であった原告が、平成25年分及び平成26年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の各確定申告をしたところ、船橋税務署長から、原告が金融商品取引業者との間で行った店頭外国為替証拠金取引（以下「本件取引」という。）によって生じた所得が国内にある資産の運用により生ずる所得（平成26年法律第10号による改正前の所得税法161条1号）に該当するとして、上記各年分の所得税等の各更正処分及び各過少申告加算税賦課決定処分を受けたほか、無申告であった平成27年分の所得税等について、船橋税務署長から、所得税等の決定処分及び無申告加算税賦課決定処分を受けたため、上記各更正処分、決定処分及び各賦課決定処分（以下、併せて「本件各更正処分等」という。）の各取消し（ただし、前記第1の1記載の各金額を超える部分）を求める事案である。

第2事件は、原告が、本件取引によって生じた所得が国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（平成28年分につき平成26年法律第10号による改正前の所得税法161条1号、平成29年分及び平成30年分につき同改正後の所得税法161条1項2号）に該当しないとして、平成28年分ないし平成30年分の所得税等について更正の請求（以下「本件各更正請求」という。）をしたところ、大淀税務署長から、更正をすべき理由がない旨の各通知処分（以下「本件各通知処分」という。）を受けたため、本件各通知処分の取消しを求める事案である。

2 証拠（乙19、21、23、34～39）によれば、大淀税務署長（第1事件については船橋税務署長事務承継者としての大淀税務署長）は、令和4年1月13日付けで、①本件各更正処分等につき、原告が第1事件において取消しを求める部分を取り消して減額する旨の各再更正処分等をしたほか、②原告の平成28年分ないし平成30年分の所得税等の納付すべき税額につき、本件各更正請求に係る税額と同額又はそれを下回る金額まで減額する旨の各更正処分をしたことが認められ、かかる事実によれば、前記1のとおり本件各更正処分等及び本件各通知処分の各取消しを求める本件訴えについては、いずれも訴えの利益が消滅したこととなる。

3 よって、本件訴えはいずれも不適法であるから、これらを却下することとして、主文のとおり判決する。

なお、訴訟費用については、本件訴訟の経過に鑑み、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法62条を適用して、被告に負担させることとする。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 中畑 啓輔

裁判官 池田 好英

(別紙)

指定代理人目録

高橋 紀子 木村 智広 尾形 信周 村岡 恭子
松谷 純子 上田 裕子 橋本 和也

以上

5

